報告第１６号

専決処分の報告について

地方自治法第１８０条第１項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和４年８月２６日提出

亀山市長　　櫻　井　義　之

別　紙

専決処分書

専決第２号

専決処分書

地方自治法第１８０条第１項の規定により、次の事件を専決処分する。

令和４年７月２２日専決

亀山市長　　櫻　井　義　之

庁用車両による物損事故に伴う損害賠償の額を定めることについて

１　事故原因及び状況

令和４年６月２日午前１０時頃、亀山市関町木崎地内において、相手方を訪問した際、駐車のために庁用車両を後退させたところ、相手方が所有するエアコン室外機に接触させ、これを破損させた。

２　相手方住所及び氏名

[redacted]

３　損害賠償の額

３１，０７５円